

令和8年第1回若狭町議会定例会会議録（第1号）

令和8年2月26日若狭町議会第1回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（13名）

2番	檜 鼻 貴 博 議員	3番	速 水 真由子 議員
4番	松 本 弘 康 議員	5番	久 保 幸 子 議員
6番	岩 本 克 己 議員	7番	谷 川 暢 一 議員
8番	川 島 富士夫 議員	9番	倉 谷 明 議員
10番	増 井 文 雄 議員	11番	藤 田 正 美 議員
12番	熊 谷 勘 信 議員	13番	辻 岡 正 和 議員
14番	北 原 武 道 議員		

2. 欠席議員

1番 中 村 美 穂 議員

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 旭 明 男 書記 堀 田 美名子

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡 辺 英 朗	副 町 長	二本松 正 広
教 育 長	松 宮 毅	総 務 課 長	竹 内 正
会 計 課 長	石 倉 治 夫	観光まちづくり課長	池 田 和 哉
税務住民課長	松 宮 登志次	環境安全課長	中 村 辰 也
福 祉 課 長	中 村 和 幸	子育て支援課長	原 田 太 輔
健康医療課長	田 中 啓 司	建 設 課 長	飛 永 浩 志
上下水道課長	宮 田 雅 秋	農林水産課長	岸 本 晃 浩
パレオ文化課長	中 西 みや子	歴史文化課長	吉 村 卓 也
教育委員会事務局長	山 本 裕 之		

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度若狭町一般会計補正予算（第5号））

日程第 4 議案第 1号 令和7年度若狭町一般会計補正予算（第6号）

日程第 5 議案第 2号 令和7年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3

			号)
日程第 6	議案第 3 号	令和 7 年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)	
日程第 7	議案第 4 号	令和 7 年度若狭町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)	
日程第 8	議案第 5 号	令和 7 年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算 (第 3 号)	
日程第 9	議案第 6 号	令和 7 年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算 (第 3 号)	
日程第 10	議案第 7 号	令和 7 年度若狭町水道事業会計補正予算 (第 4 号)	
日程第 11	議案第 8 号	令和 7 年度若狭町下水道事業会計補正予算 (第 4 号)	
日程第 12	議案第 9 号	令和 7 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算 (第 3 号)	
日程第 13	議案第 10 号	若狭町犯罪被害者等支援条例の制定について	
日程第 14	議案第 11 号	若狭町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	
日程第 15	議案第 12 号	若狭町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	
日程第 16	議案第 13 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整備に関する条例の制定について	
日程第 17	議案第 14 号	若狭町印鑑条例の一部改正について	
日程第 18	議案第 15 号	若狭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について	
日程第 19	議案第 16 号	若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
日程第 20	議案第 17 号	若狭町国民健康保険税条例の一部改正について	
日程第 21	議案第 18 号	若狭町コミュニティセンター条例の一部改正について	
日程第 22	議案第 19 号	若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
日程第 23	議案第 20 号	若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
日程第 24	議案第 21 号	若狭町みかた温泉施設条例の一部改正について	

日程第 2 5	議案第 2 2 号	若狭町体験学習臨海休養施設条例の廃止について
日程第 2 6	議案第 2 3 号	小川休憩所施設条例の廃止について
日程第 2 7	議案第 2 4 号	若狭広域行政事務組合規約の変更について
日程第 2 8	議案第 2 5 号	小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務 の事務委託に関する規約の変更について
日程第 2 9	議案第 2 6 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 3 0	議案第 2 7 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第 3 1	議案第 2 8 号	若狭町過疎地域持続的発展計画の変更について
日程第 3 2	議案第 2 9 号	令和 8 年度若狭町一般会計予算
日程第 3 3	議案第 3 0 号	令和 8 年度若狭町国民健康保険特別会計予算
日程第 3 4	議案第 3 1 号	令和 8 年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 3 5	議案第 3 2 号	令和 8 年度若狭町直営診療所特別会計予算
日程第 3 6	議案第 3 3 号	令和 8 年度若狭町介護保険特別会計予算
日程第 3 7	議案第 3 4 号	令和 8 年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算
日程第 3 8	議案第 3 5 号	令和 8 年度若狭町営住宅等特別会計予算
日程第 3 9	議案第 3 6 号	令和 8 年度若狭町土地開発事業特別会計予算
日程第 4 0	議案第 3 7 号	令和 8 年度若狭町水道事業会計予算
日程第 4 1	議案第 3 8 号	令和 8 年度若狭町工業用水道事業会計予算
日程第 4 2	議案第 3 9 号	令和 8 年度若狭町下水道事業会計予算
日程第 4 3	議案第 4 0 号	令和 8 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算
日程第 4 4	議案第 4 1 号	町道路線の廃止及び変更について
日程第 4 5	議案第 4 2 号	財産の処分について

(午前 9時15分 開会)

○議長（熊谷勘信議員）

皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日招集されました令和8年第1回若狭町議会定例会の開会に当たり、議員各位には、万障繰り合わせの上、御出席をいただきましたこと、心よりお礼申し上げます。

本定例会に提出されます議案につきましては、専決処分の承認のほか令和7年度各会計の補正予算、条例の制定及び一部改正、そして、計画の策定、変更や令和8年度各会計の当初予算が主なものであります。

慎重な御審議と円滑な議事運営に御協力を賜りますようお願いいたします。

議員、理事者各位におかれましては、御自身の健康から、まず、十分に御留意いただき、本定例会の円滑な運営に御協力を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、令和8年第1回若狭町議会定例会を開会します。

町長より発言を求められていますので、これを許します。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

皆様、おはようございます。

湖畔では、若狭町の花でもある梅の花が咲き誇り、いよいよ春を感じる季節となりました。

今年の冬は、1月から2月にかけて、強い寒波に見舞われたものの、幸いにも町内では大きな被害報告もなく、安堵しているところです。除雪に御協力をいただきました皆様に心から感謝を申し上げます。

さて、本日、令和8年第1回若狭町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

開会に当たりまして、議案の説明に先立ち、令和8年度の町政運営に対する所信の一端と施策の概要を申し上げ、議員並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、世界では、ミラノ・コルティナ冬季オリンピックが閉幕したものの、ロシアによるウクライナ侵攻から4年が経過し、アメリカのトランプ関税など、世界各国で混迷

が続いています。

また、国内においては、2月8日に衆議院議員総選挙が実施され、自民党が歴史的圧勝を収めました。

福井県においては、1月25日に福井県知事選挙が実施され、現職としては最年少となる石田嵩人知事が誕生するなど、目まぐるしく社会情勢は変化しております。

このような中、いまだ続く、お米や食料品等の物価高騰対策といたしましては、国の重点支援交付金を活用し、3月1日から8月31日まで使用できる、1人当たり2万円分の「わかさハッピー商品券」の配布を現在、行わせていただいております。

本事業によって、町民の皆様の不安を少しでも解消し、地域経済の活性化にもつながることを期待しております。

また、若狭町においても、人口減少が急速に進行しており、担い手不足や産業の縮小、社会保障への影響など、多くの課題が顕在化しております。このような状況において、SDGsの理念の下、持続可能なまちづくりを進めるためには、「子どもを安心して産み育てられる環境づくり」と「地域のつながりを強めること」が何より重要です。

そこで私は、未来を見据え、「子育て」と「まちづくり」への投資を令和8年度の大きな柱として町政を推進してまいります。

第1に、子育て環境のさらなる充実を図ります。昨年10月にオープンしました、全天候型の子供の遊び場「あそまなびの森」略して「あそまな」につきましては、来場者が1万人を突破するなど、大変御好評をいただいております。安心して子供を産み育てられるまちは、若い世代の定住促進にも直結いたします。

保健・福祉・医療・教育の連携を強化し、新たに5歳児健康診査を開始し、子供の特性に合わせた適切な支援を行うなど、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を構築してまいります。

さらに生後6か月から3歳未満の保育所に入所していない子供を、一時的に保育所に預けることができる「こども誰でも通園制度」による受入れを開始するなど、保育環境の向上を図ります。また、中学校2校の体育館に空調設備を整備することで、教育環境の向上を進めるとともに、子供たち一人一人が夢と希望を持てる教育を推進いたします。

さらに昨年2学期から開始をさせていただきました小中学校の給食費無償化につきましても、本年度から完全無償化が始まります。児童・生徒の保護者への経済的支援や相談体制の充実も図り、「若狭町で子育てしてよかった」と実感できるまちを目指してまいります。

第2に、まちづくりの推進に取り組みます。人口減少の中、医療や介護など、人材不

足が問われていますが、その中でも住民の皆様は支え合いながら、しっかりと安心して暮らせる地域や家庭を築き、守り続けていただいております。

人口減少社会においては、地域の支え合いが、これまで以上に重要となります。そこで、区や自治会活動の支援、高齢者の見守り体制の充実、多世代交流の促進により、顔の見える関係づくりを進めてまいります。

また、老朽化した鳥羽公民館の再整備に着手し、地域課題の解決と交流創出の拠点施設への転換を図ることで、誰もが集い、学び、支え合い、挑戦できる地域の拠点となることを目指します。

さらに防災機能を備えることで、防災体制の強化を図り、安全・安心な地域づくりを推進いたします。地域の絆こそが最大の防災力であります。

子供たちの笑顔があふれ、地域のつながりが強いまちは、必ず未来へと続いていきます。町民の皆様とともに知恵を出し合い、支え合いながら、誰もが安心して暮らせる若狭町を実現してまいります。

さて、本日開会いたしました、3月議会定例会におきましては、令和8年度一般会計、特別会計、企業会計予算をはじめ、そのほか、令和7年度の補正予算や条例関係などの議案を御提案させていただきます。

まちの令和8年度の予算規模でございますが、一般会計は122億4,800万円で、前年度と比較して9.11%の増額となっております。

また、特別会計は7会計、企業会計は4会計となり、特別会計では7会計合わせて36億2,761万7,000円で、1.57%の減額となっております。

企業会計では、4会計の歳出ベースで29億3,217万2,000円で、3.83%の減額となっております。

なお、一般会計、特別会計、企業会計、合わせたまちの予算総額は188億778万9,000円となり、全体で4.72%の増額となっております。

厳しい財政状況ではありますが、まちの重点事業、将来計画の中で必要とする事業を精査し、予算配分させていただきました。

それでは、施策事業の概要につきまして、順次御説明を申し上げます。

まず、「人口減少に対する施策」です。引き続き若狭町出身の若者が地元に戻る環境づくりや、移住者の新生活・就業支援を進めるとともに、結婚や子育てに対する不安を解消し、「この町で家庭を持ちたい」と感じていただけるような施策を推進してまいります。

また、新しいビジネスの創出に対する支援を行い、若者がチャレンジでき、経済的に

も安定して暮らせる環境を整えてまいります。

今年4月には福井県で初となる特定地域づくり事業協同組合、「若狭ワーク&ライフ協同組合」において、労働力確保と移住・定住の促進を目的とした取組がスタートします。定住・移住者が新たな就業先を見つけ、町内企業と強く連携する仕組みを構築することで、地域全体の活性化を図ってまいります。

次に、「空き家対策」について、空き家の問題は、町内の安全と景観を守るため喫緊の課題であります。

これまで取り組んできた空き家情報バンクによる利活用に加えて、空き家の早期解体・除却を促進し、住民の皆様が安心して暮らせる環境を整えてまいります。

次に、「公共交通」についてです。公共交通網の充実は、住民の日常生活のみならず、観光まちづくりにも欠かせない要素となっております。

本年度から町営デマンドタクシーの運行エリアを町内全域に拡大し、土日・休日も運行することで、誰もが安心して移動できるモビリティを確立し、交通の利便性を一層高めてまいります。

次に、「観光まちづくりの推進」についてです。若狭町が持つ三方五湖や熊川宿といった著名な観光資源、さらには昨年掘削が行われた水月湖の年縞などの世界的価値を持つ資源を生かし、観光を中心とした持続可能なまちづくりを推進してまいります。

今、観光は、地域経済を潤滑に動かすだけでなく、まちの魅力を国内外に発信し、交流人口を増加させ、地域コミュニティに活力をもたらす重要な手段と言われています。

現在策定中の第4次若狭町観光振興ビジョンは、令和8年度がスタートの年となっております。インバウンド誘客の強化やSNSを活用した情報発信、プロモーションの強化に加え、世界観光機関の「ベストツーリズムビレッジ」への認定を得ることで、若狭町の認知度を飛躍的に高めブランド価値を向上させてまいります。

特に、年縞については、子どもたちが学び、研究者が訪れ、全国、そして世界中から感動を呼ぶ観光資源でもあり、観光や教育、地域振興に生かしてまいりたいと考えております。また、オーバーツーリズム状態にある京都からの周遊を促進する新たな観光モデルの構築を図ってまいります。

広域観光では、「ナショナルサイクルルート」において、三方五湖は「ゴコイチ」として、コースの中心的存在となっております。候補地指定に向けて、県や嶺南市町と一体となって取り組んでまいります。

観光まちづくりを進めるに当たっては、「地域で消費を喚起する仕組み」をつくることが重要であると考えており、宿泊施設の誘致やツーデーマーチのアップデートなどを

進め、幅広い客層の来訪を実現し、消費を町内に循環させる仕組みを構築してまいります。

次に、「地域づくり及びSDGsの取組」についてです。観光を通じたまちの魅力向上は、雇用、郷土愛、生活環境など、若者の定住条件の重要な手段となり、地域住民が、その恩恵を実感できれば、若者定住への効果もさらに期待できると考えております。

その中で交通ネットワークや住環境、産業構造の変化、小学校や公共施設の老朽化といった課題の整理が必要となります。そこで、まちの将来の発展方向や土地利用のルールを明確にし、計画的な地域整備を進めるため、「若狭町まちづくりマスタープラン」の策定作業を進めており、「地域をよりよくするためにはどのようなことができるのか」、参加者の知識や経験を共有し、意見を出し合う「わかさ100人カイギ」を開催することにより、町民の皆様からの様々な御意見を集約しながら都市的で、町民の暮らしに寄り添ったまちづくりを進めてまいります。

また、地域においては、集落等がそれぞれの地域課題など、実情に応じて活用できる「SDGs集落づくり推進事業」を継続するとともに、単独集落の活動が難しくなる傾向が見られる中、複数の集落が共同して作業や交流会を行うための「SDGs複数集落共同実施事業」を拡充するなど、地域の創意工夫を尊重しながら、住民が主体的にまちづくりに参加し、「住み続けたい」と思えるまちを、その魅力を育ててまいります。

持続可能性への取組としては「From Wakasa to the World」をコンセプトにSDGsに取り組んでおります。

今年度も「わかさSDGsウィーク」を開催し、住民の皆様がSDGsを身近なテーマとして、「出会い」「体験」し、「学び」「発信」することで、「未来」へとつなげる場を提供し、地域の活性化につなげてまいります。

次に、「DXの推進」についてです。令和5年に開設した若狭町公式LINEは、その後も順調に運用が進み、現在では「ハピポ」をはじめとした多方面の事業に活用され、登録者数も5,000人近くにのぼっております。

熊の出没や大雪による道路情報など、住民の皆様にとって必要かつタイムリーな情報を提供することができており、皆様の安全・安心に、その役割を果たしていると考えております。今後もさらなる活用を進め、より多くの皆様に役立つ情報発信を心がけてまいります。

行政DXにつきましては、住民ニーズの多様化が進む中で、デジタルの力を最大限に活用することにより、人手不足の解消と利便性の向上を両立させたいと考えております。

行政事務の効率化を図りつつ、必要なサービスを提供し、住民の皆様にとってより身

近で便利な行政を実現してまいります。

また、窓口業務におきましては、普及に努めてまいりましたマイナンバーカードの保有枚数率が、令和8年1月末現在で町民全体の88%となり、これは福井県内では2番目の、そして全国の市区町村においても28番目の高い保有率となっております。

マイナンバーカードは、公的な本人確認書類や健康保険証として、日常生活で欠かすことのできないツールとなりつつあります。若狭町においても、これまでに、「書かない窓口」の機器の設置や、コンビニや公式LINEを利用した各種証明書の申請及び交付など、マイナンバーカードを利用した行政サービスの拡充を行い、利便性の向上に積極的に取り組んでまいりました。

今後、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が、令和9年度にピークを迎えることから、スムーズな更新手続が行えるよう、さらなる住民サービスの向上に取り組んでまいります。

次に、「農林水産業の振興と基盤整備の促進」について述べさせていただきます。若狭町は、日本海側最大の梅の産地であり、お米が豊かに実る田園風景が広がる町でもあります。しかしながら、農業を取り巻く環境として、農業者の高齢化による後継者不足や耕作放棄地の増加など、様々な課題があります。さらに昨年は、異常とも言える高温少雨の気候の影響により「令和の米騒動」とも呼ばれる店頭での米の品薄状態、米価の高騰といった事態が発生しました。国においては、昨年の備蓄米放出に伴う買戻しや、主食米の需給バランスを見据えた生産調整、水田活用の直接支払交付金や産地交付金の見直しなど、米を安定的に供給するための様々な方策が講じられておりますが、若狭町におきましても、生産者に対する農業用機械の購入費用や施設園芸の推進など、既定の支援策をフル活用するとともに、新たな支援策を加えながら、生産者の皆様の安定的な経営所得の確保を図ってまいります。

今後、農業振興を推進していくにあたり、圃場の大区画化やスマート農業の導入が重要となってきます。若狭町におきましても、三十三地区の土地改良事業計画が具体的な調査、計画策定段階に進むとともに、圃場や施設の老朽化が進む土地改良区管理施設につきましても再整備に向けた検討を行う段階となってきています。

農業基盤整備事業を推進するためには、財源の確保や地域の皆様の御理解、御協力が必要となりますが、昨年策定した地域計画や、今年度から策定している水土里ビジョンに基づき、地域の実情に応じた柔軟な目標地図が実現できるよう、関係機関とも連携し、農家の皆様をはじめ町民の皆様の声を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

また、生産性の向上による農家の経営安定化と出荷体制の強化による販路の拡大、さ

らには後継者の育成への取組においても国や県、農業関係団体とも連携しながら支援を
してまいります。

特に、特産の福井梅に関しましては、令和7年度から6月の梅収穫繁忙期での人手不
足の解消を目的に、若手梅農家を中心となり地域の生産者も受入先として参画する形で、
「福井梅収穫ワーケーション」に取り組み、約40名の方に御参加をいただいております。

都市部の若者が収穫を体験し、農家と交流することで、人手不足の解消と関係人口の
創出を進めるとともに、世代を超えた生産者同士の連携強化にもつながっていることから、
町といたしましても、こういった取組に対する支援に加え、苗木育成や新改植などの
基盤整備に必要な経費も支援をしてまいります。

また、福井梅の共同選果場につきましては、稼働から40年以上が経過し、施設の老
朽化が進んでおります。選果機械設備の修繕も困難な状況となっており、今後、JA福
井県が事業主体となり、竣工までの工期として3年間の整備スケジュールに基づき進め
られていることから、福井梅の主産地でもあります若狭町におきましても、必要な支援
策を講じてまいります。

さらに、若狭町には湖や海など、豊かな漁場も広がっており、すもぐり漁師「海もぐ
ら」等の若手漁業者が、それぞれの特色を生かした水産業に取り組んでおり、町として
も、その活動に対し支援をし、漁業振興を図ってまいりました。

若狭町のすばらしい農林水産業を守り続け、次の世代につないでいくことが、私の責
務であると考えております。そして、若狭町に訪れる多くの方々に、若狭町で獲れたお
いしい食材を楽しんでいただく観光産業やふるさと納税にもつなげることによって、経
済の好循環を生み、生産者の皆様にも意欲を持っていただける農林水産業政策に取り組
んでまいります。

次に、「ふるさと納税」についてです。若狭町における重要な自主財源でもあります、
ふるさと納税につきましては、まちの地域資源を活用した事業者による返礼品開発への
支援を継続し、地場製品の魅力を最大化した商品開発はもとより、まちの魅力やストー
リー性を広く発信することで、寄附者層に応じたSNSを活用した効果的な情報発信に
も取り組んでまいります。

併せて、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用し、地域の課題や取組をアピ
ールするとともに「福井梅の振興」や「三方五湖の保全」など、目的を明確にした事業
への支援を行うことで、本年度につきましても目標寄附額を6億円とし、さらなる農林
水産業者の6次産業化、及び事業者の特産品開発の機運醸成を図り、地域経済のさらな

る活性化につなげてまいります。

次に、「農業・農村基盤整備」についてです。今年度から用排水路・農道の改修や整備を集落基盤整備事業で取り組み、また、昨年度から実施している若狭梅街道に関わる施設の長寿命化対策を行うことで、優良な農地や農村環境を保全し、持続可能な農業経営を目指してまいります。

次に、「林業の基盤整備」についてです。令和6年度から調査を実施いたしました林道橋について、適切な補修を実施し、林道施設の長寿命化と森林施業の促進を図ってまいります。また、山間部における荒廃した斜面等を整備し、山地保全や山際の民家や道路などの安全確保に努めてまいります。

次に、「漁港の維持管理」についてです。日常管理計画に基づいた施設の点検業務により、その変状や老朽化の程度を調査・把握し、適切な補修等による利用者の安全を図ってまいります。

次に、「道路をはじめとするインフラ施設」についてです。引き続き災害に強い道路整備と治水対策を進めてまいります。まず、昨年度に全線開通10周年を迎えた舞鶴若狭自動車道につきましては、この冬も降雪による予防的通行止めで長時間の通行不能が続いたことから、広域避難ルートに指定された道路ネットワークを最大限発揮させるべく、国土交通省をはじめ中日本高速道路株式会社などへ近隣市町が一体となって、強く要望し、暫定2車線から全線4車線化の早期事業化に向けて全力で取り組んでまいります。

また、国道27号歩道整備や国道162号、国道303号道路改良の早期完成はもとより、常神半島を縦断する県道常神三方線の残る（仮称）小川トンネル整備をはじめ、県道上中田烏線の若狭上中インターアクセス道路の整備の早期完成を実現すべく、関係機関に強く働きかけてまいります。

次に、町管理道路につきましては、道路橋の長寿命化、狭あい道路の解消、舗装改良など、これまで継続してきましたインフラ施設の健全化とともに、さらなる安全性と利便性の向上を図るための計画的な道路改築事業を遂行いたします。

特に若狭湾サイクリングルート（わかさいくる）と原子力災害時等の緊急避難道路に資する三方五湖周遊道路改良事業を円滑に進めるため、本年度は道路概略設計に着手し、沿線住民の皆様との合意形成を図ってまいりたいと考えております。

河川事業につきましては、河川管理者である福井県に対して、三方五湖トンネル放水路整備を継続的に要望し、計画の進捗や見通しなどを含め、責任ある対応を求めてまいります。また、一級河川北川においては、気候変動により頻発化・激甚化する自然災害

に備えるべく、国、県、流域自治体連携の下、特定都市河川制度を活用した流域治水を推進し、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

建築関係につきましては、木造住宅の耐震診断、耐震改修を推進するとともに、本年度から危険ブロック塀等の除却・建て替えを促進し、通学路や避難路における歩行者の安全対策を図ってまいります。

このように、インフラ施設は、この町で暮らす人々に深く関わり、地域の住民の皆様への命と暮らしを守る重要な財産であるため、これらの機能維持に努めるとともに、より一層の国土強靱化を推進してまいります。

一方、宅地分譲では、昨年度、「若狭町スマートエリア構想」に基づき井ノ口地係で整備した「スマートエリア井ノ口分譲地」につきましては、13区画中、5区画の契約を行いました。今後も早期完売に向けて、まちへの移住定住の促進を図ってまいります。

次に、「防災」についてです。地球温暖化などの影響による異常気象により、自然災害が全国各地で発生しており、地震等による大規模災害も、いつ起こるか分かりません。そのような中、災害時には自助・共助が最も大きな力を発揮することから、今後も自主防災組織の育成に力を注ぎながら、集落や地域の皆様の御協力と関係機関や関係団体との連携により、防災訓練の実施や防災教育の推進を図ることで「地域防災力」の向上に努めてまいります。

令和7年度にモデル的に実施した「集落防災マップ」の作成につきましても、引き続き実施することで、集落における防災意識の向上と、防災危機管理アドバイザーの設置による防災力の強化につなげてまいります。

次に、「防犯」についてです。「若狭町安全で安心なまちづくり推進会議」を主体に、関係機関や関係団体との連携を図りながら、防犯パトロールなどを行い、住民の皆様が安心して暮らすことができるまちづくりを推進してまいります。

また、交通安全につきましても、同様の連携を図りながら、街頭啓発や交通事故の抑制と安全意識の向上に努めてまいります。

次に、「環境政策」についてです。気候変動が深刻化している要因の一つとして温室効果ガスの増加が指摘されています。この状況を踏まえ、温室効果ガスの削減が強く求められており、本町では昨年3月に「若狭町温暖化対策実行計画」を策定したほか、「若狭町環境基本計画」を改定し、2030年度（令和12年度）までに温室効果ガス排出量を24%以上削減することを目標として掲げております。

この目標を達成するためには、省エネルギーのさらなる普及と拡大、再生可能エネルギーの導入などの施策が有効であると考えられます。そこで、国や県の支援制度を最大

限活用しながら、環境に優しく持続可能な社会を築くとともに、自然と人が共生し、将来にわたって快適に住み続けられる若狭町の実現を図ってまいります。

次に、「廃棄物関係」についてですが、食品ロス削減の取組といたしましては、未利用食品を寄附していただき、必要な方に届ける、いわゆるフードドライブなどの取組につきましては、引き続き取り組んでまいります。

今年度より三方庁舎、上中庁舎において通年で受付を行い、H A P I P O（ハピポ）ポイントを付与することにより、多くの方の参加を促していきたいと考えております。また、海洋プラスチックごみの影響により、海洋汚染も大きな問題となっております。

海の豊かさを守っていくため、引き続き三方五湖一斉清掃や海岸一斉清掃を行い、海岸漂着ごみなどの除去につくまして、継続して取り組んでまいります。

ごみ処理施設につきましては、若狭広域行政事務組合で運営しております「可燃ごみ処理施設」や美浜・三方環境衛生組合で運営しております「不燃ごみや資源ごみ処理施設」につくまして、特に大きなトラブルもなく順調に稼働をしております。修繕などを行いながら、適正管理に引き続き努めてまいります。

今後も住民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、環境に優しい持続可能な社会の実現に向けた取組を実施してまいります。

次に、「上下水道」についてです。今年度も「安心・安全な水道水の供給」と「快適な生活空間・水循環社会の創造」を目指し、「若狭町上下水道ビジョン」に基づく各種事業を進めてまいります。

水道事業では、集落営であった水道施設を統合し、令和7年4月より倉見区、令和7年12月より杉山区を上水道区域として供給開始いたしました。また、松尾山浄水場の水源である横渡水源の機能強化も完了し、令和8年度以降は老朽化した水道施設の更新や施設機能強化として、西浦地区の整備を推進してまいります。

下水道事業では、維持管理経費の抑制や大規模更新のコスト削減を図るため、処理施設の統廃合を実施しております。令和8年度は、熊川処理区と三宅処理区の統合が完了する見込みです。また、新たに杉山処理区と堤処理区の統合に伴う工事に着手をさせていただきます。そして、老朽化した処理施設の更新や機能強化として、三方浄化センターの整備を進めてまいります。

一方、会計においては、令和8年度より上下水道料金の改定を予定しておりましたが、昨今の物価高騰等による社会情勢を鑑み、当面の料金改定を見送ったところです。

上下水道事業とも、令和6年度に改定した上下水道ビジョン、及び経営戦略に基づき、将来にわたり持続可能な事業運営を行ってまいります。今後とも各上下水道施設の適正

な維持管理業務と経費の削減に努め、住民生活に欠かすことのできない重要インフラである上下水道サービスを提供し続けることで、安心して「将来も住み続けられるまち」を実現してまいります。

次に、「福祉施策」についてです。今年度改定される若狭町第5次地域福祉計画に掲げる基本理念「地域がつながりみんなで支え合うやさしさあふれるまちわかさ」を柱に、各事業に取り組んでまいります。

高齢者福祉については令和8年1月現在で37.3%と高齢化が進む中、高齢者世帯が年々増加しております。地域で安全に安心して暮らせる生活を支援するため、日常生活の移動を目的とした「おでかけ応援タクシーチケット事業」や、車椅子の方などの通院を目的とした「外出支援事業」、さらには日常の生活を支援する「紙おむつ支給事業」や「軽度生活援助事業」も継続して実施をしてまいります。

特に、独り暮らしの高齢者等、気がかりな方の見守り活動などについては、「救急医療情報キット」や「緊急通報サービス機器」を活用するとともに、民生委員・児童委員さんのほか、福祉関係者、地域の方々や民間企業等の協力をいただきながら、生活困窮など様々な支援が必要とされる方への見守り体制を継続していきたいと考えております。

また、老人クラブ事業を通して健康づくり活動や地域支え合い活動などの支援に取り組んでまいります。さらには、災害時に備え、避難行動要支援者名簿の作成と個別避難計画の作成を進めてまいります。

次に、介護保険事業につきましては、令和8年度は第9期介護保険事業計画の最終年度となるため、各介護事業の評価と課題を分析し、介護保険料と介護給付及び地域支援事業の進捗管理に取り組むとともに、第10期介護保険事業計画、高齢者福祉計画の策定に向けた準備を進めてまいります。

適正な介護認定や介護サービスの提供、さらには、地域において自立した日常生活を営むことができるよう地域支援事業に取り組んでまいります。

また、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者数がピークに達する2040年問題を見据え、「いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けたい」という高齢者のニーズを満たせるよう介護予防事業、介護サービス、認知症対策、在宅医療介護連携等、地域包括ケアシステムの充実に取り組んでまいります。

地域の中で人と人とがつながり合う体制づくりのサロン活動などに引き続き取り組んでまいります。

特に認知症対策につきましては、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人できること・やりたいことがあり、仲間等とつながりな

がら、自分らしく暮らし続けることができるという「新しい認知症観」を踏まえ、認知症の方を含めた全ての人々がつながり合い・支え合う、地域の共生力を高めるイベントを継続して行うなど、認知症の理解醸成を深めてまいります。

障害者福祉につきましては、令和8年度は第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の最終の年度となります。各障害福祉サービスの利用の動向や利用ニーズなどを分析し、必要なサービス量の確保のための方策や地域生活支援事業の実施体制を検討してまいります。

「自分らしく生き生きと共に暮らせるまちわかさ」を基本理念に、障害のある人もない人も幸せに暮らせるまちを目指し、障害者差別解消法の理念にのっとり施策を進めてまいります。

具体的には、若狭町・美浜町地域障害児（者）自立支援協議会において、地域の障害福祉関係者と課題を共有し、課題解決に向けサービスの質の向上のための研修や出前講座の実施、関係機関等の連携の強化、個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の整備を進めてまいります。

また、障害のある方の重度化・高齢化や親亡きあとも慣れ親しんだ地域で生活を継続するため、支援体制を構築する「地域生活支援拠点等」の一つ目、相談支援機能。二つ目、緊急時の受入れ・対応機能。三つ目、体験の機会・場の確保。四つ目、専門的人材の確保・養成。この四つの機能の強化と充実を図ってまいります。

次に、「子育て支援」についてです。本町の子ども・子育てに関する施策につきましては、「若狭町ふるさと輝き子育てプラン」に基づき、国・県の支援も活用しながら展開をしております。

昨年10月には、全天候型の子供の遊び場「あそまなびの森」略して「あそまな」が、パレア若狭内に完成し、既に当初の目標としておりました1万人の来場者を達成している状況となっております。

「あそまな」は、多くの方々が訪れ、子育て世代が交流できる施設であり、引き続き利用者の皆様の満足度を高める取組を行いながら、また、併設する子育て支援センター行事の充実に努め、関係機関とも連携を図ることで、子育て支援の拠点として皆様に愛され、安心して集える場所として運営を継続してまいります。

次に「こども家庭センター」では、保健師、社会福祉士、保育士等の専門職が連携し、妊娠・出産から子育て、そして、若者の自立まで、切れ目のない包括的な相談や支援を実施しております。その中で、どのような環境下でも個々の現状に応じた、きめ細やかな支援を行う必要があると考えております。

これまでも、本町の特色を生かした民宿で行う産後ケアには、多くの妊産婦の方に御参加をいただいております、皆様に寄り添い、悩みを聞き、育児支援をすることで子育ての不安感や負担感の軽減を図っております。

さらに、近年、子どもや若者の第3の居場所のニーズが高まっております。本町が運営しております「子ども・若者サポートセンター」以外にも、民間団体等による様々な取組も行われておりますので、今後の在り方につきましては関係機関や団体等とも連携を図りながら検討を進めてまいります。

次に、保護者の多様な働き方や、ライフスタイルにかかわらず、生後6か月から3歳未満の保育所に入所していない子供を一時的に保育所に預けることができる「こども誰でも通園制度」が全国的に開始されます。

本町におきましては、「とばっ子保育園」と「ののはな保育園」で受入れを開始させていただきます。その中で、現在、「とばっ子保育園」で実施している保護者のリフレッシュを目的とした「一時保育」や、各保育所で実施している保育所体験ができる「いきいき広場」と併せて実施をしていくことで、保護者の負担を軽減するとともに、保育所を身近な存在としていただき、子育て家庭の孤立も防いでまいります。

このように、少子化の中でも、3歳未満児の入所ニーズの高まり等、保育所を取り巻く環境が大きく変化しておりますので、児童福祉審議会の御助言も頂きながら、保育所運営の最適化にも努めてまいります。

今後も、子育てに喜びと楽しみを感じながら、安心して子供を産み育てることができるまち「若狭町」を目指し、子育て環境のさらなる充実を図ってまいります。

次に「保健・健康」について申し上げます。令和6年度より「誰一人取り残さない健康づくり」を合い言葉に、「SDGsわかさスマート・ライフプロジェクト」をスタートさせました。

本プロジェクトの中核事業として、従来の健康ポイント事業に代わり若狭町公式LINE上で展開する「みんなdeハッピー健康ポイント事業（HAPIPO）」を新たに実施いたしました。

皆様の積極的な御参加により、私たちの暮らしの中に確かな「健幸」の輪が広がりました。日々の健康づくりが、子供たちへの絵本の購入や集落の活性化につながる、この取組は、多くの方の日常に溶け込み、自らの健康づくりが社会貢献となる「幸せの循環」を生み出しました。

そして何より、本町の特定健診受診率は、一人一人の高い健康意識に支えられ、県内2位となりました。これは、まさしく町民の皆様と共に成し遂げた誇るべき成果でもあ

り、町長といたしましても心から感謝を申し上げる次第です。

今後、がん検診を含め、より健診を受けやすい環境を整え、さらに健診受診者などのフォロー活動を充実していくとともに、保健師や管理栄養士など、専門職が町民の皆様と直接向き合う対面活動を強化することで、皆様の生活改善を力強く後押ししてまいります。

また、母子保健につきましては、子ども・子育て支援施策との連携をさらに強化し、全ての妊産婦、乳幼児において、妊娠期からの切れ目ない支援の充実を図ってまいります。

その新たな取組として、令和8年度より不妊治療アクセス支援を実施します。これは、遠方の医療機関へ通院せざるを得ない方の交通費などを助成し、経済的な負担を軽減するものであります。子供を望む全ての人が、安心して適切な医療を受けられる環境を実現するため、支援の対象を従来の妊婦健診・出産に加えて不妊治療の交通費などにも拡充するものでございます。

予防接種につきましても、国の方針に基づき、新たな定期接種として妊婦へのRSウイルスワクチン接種の実施をいたします。また、こども家庭庁が、令和10年から全国実施を目指している5歳児健康診査においても、既に一部の自治体において先行して実施されておりますが、本町においては、令和8年度から開始をいたします。

5歳児は、小学校入学を前にした大切な時期で、子供の特性の早期発見、生活習慣、その他育児に関することについて、心と体の発達を専門職と一緒に確認し、一人一人の特性に合わせたきめ細やかな支援につなげるための重要な機会となります。

本町が実施している育児教室は、4か月児からと開始時期が早く、周辺市町より回数も増やして実施をしております。子供の成長、発達は個性があることから、今後も育児教室の充実を図るとともに、健全な成長を地区担当保健師が一貫して関わり、引き続き丁寧な支援を実施してまいります。

次に、人生100年時代を見据えた高齢期の健康支援です。福井大学医学部との連携の下、令和7年度から全町的に展開しております拡大健診を令和8年度も継続実施し、特定健診だけでは分からない筋肉量や口腔機能などをきめ細かく把握してまいります。

さらに、その健診結果に基づいた、サルコペニア予防体操教室を継続して実施いたします。筋肉をためる「貯筋」は、将来の介護予防に直結します。楽しみながら体を動かし、健康寿命を延ばす取組を展開してまいります。

また、地域医療につきましては、行政と地域の医療機関とで構成する地域医療連携会議において、小浜医師会、三方郡医師会と災害時の支援体制の整備を目指し、医療救護

活動に関する協議を始めており、令和8年度中に協定を締結すべく協議を引き続き進めてまいります。

三方上中両診療所におきましては、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けるため、一人一人に寄り添い町民の健康を支える身近な医療機関として、診断・治療はもとより、かかりつけ医として在宅医療を中心に、ほかの医療機関や介護事業所との適切な役割分担と連携により、切れ目のない医療を推進するとともに、研修医の受入れ体制の整備や医学生の受入れを行い、医療人材の確保に向けて取り組んでまいります。

まちとして「誰一人取り残さない」という理念の下、町民の皆様の健康維持と命をしっかり守り、住み慣れた地域で安心できる、そして、自分らしい生活を送ることができるよう努めてまいります。

次に「教育行政」について述べさせていただきます。まず、学校教育の主要施策の一つ目として、「未来を拓く生きる力を育てる教育」を推進いたします。

令和7年度に更新いたしましたGIGAタブレットをさらに有効的なものにするため、協働学習ツールの導入やオンライン個別家庭教師の実証実験を取り入れ、家庭における学習習慣の確立も進めながら学力の育成を図ります。

また、教職員が心身にゆとりを持ち、子供たちと向き合う時間をさらに確保できるよう教育委員会をはじめ、県、学校、家庭や地域が役割を分担し、教職員一人一人を大切に働く働き方改革を推進します。

教育環境の向上は、児童生徒一人一人の個性に応じた「個別最適な学び」の充実が図られるとともに、「協働的な学び」の充実にもつながります。

主要施策の二つ目として、子供たち自身が地域社会の一員であるという自覚を養う「ふるさと教育」を推進いたします。これまで3年間実施してまいりましたSDGs探究学習では、それぞれの小中学校が地域の課題をピックアップし、それに対する提案や活動を行ってきており、SDGsによるまちづくりが教育面でも浸透してきたと感じております。

今後は、地域づくり協議会など、地域の皆様との交流を強化し、ふるさとと若狭町に誇りや愛着心が持てる心豊かな子供たちの育成を図ります。

主要施策の三つ目として、「誰もが安全・安心で楽しく学べる教育」を推進いたします。近年、猛暑に対する安全確保を踏まえ、本年度は中学校2校の体育館に空調設備を設置いたします。

小学校においても順次整備を進めるとともに、老朽化しつつある学校を適正に管理することにより、快適に安心して学べる環境を提供いたします。

また、不登校や気がかりな児童生徒への支援体制の強化を図り、関係機関との連携を密にし、全ての児童生徒個々に応じた支援体制の充実を推進することにより、誰一人取り残さない教育環境を構築してまいります。加えて、全国的に人口が減少している中、若狭町においても人口減少と少子化の進行が顕著となっており、学校の規模や配置の適正化を進めていく必要があります。児童生徒の教育環境の改善を踏まえた上で、保護者や地域の皆様、学校の代表者の方々と十分に話し合いながら、学校の規模配置適正化につきましても進めてまいります。

次に、学校給食につきましては、これまでと同様に、安全で安心な給食の提供に加え、地場産品をより多く取り入れた地産地消給食の実施や食育の推進に努めてまいります。

また、昨年2学期より開始している小中学校の給食費無償化につきましては、今年度も継続し、児童生徒の保護者の皆様の経済的負担を軽減するとともに子育て環境の充実を図ってまいります。

次に、生涯学習・社会教育分野につきましては、老朽化が進んでいる上中地域の公民館の再整備を進めてまいります。地区公民館は、住民の学習活動や交流の場として重要な役割を担っており、地域コミュニティの維持・活性化に欠かせない施設であります。老朽化した施設の再整備を行い、安全で快適な利用環境を確保するとともに、防災機能や多目的利用機能を備えた「新しい形の公民館」として整備し、誰もがいつでも集い、交流できる多機能拠点施設を目指します。

さらには、各地区で行われている地域づくりの活動と共働して、地域力の向上、地域の活性化にも取り組んでまいります。

次に、青少年育成の分野では、「チャレンジウオーク」や「国際交流事業」など、子供たちが様々な活動に参加することで、自主性や自律性を養うとともに、仲間とのコミュニケーションの中で互いに協力する大切さを学ぶなど、生きる力の基礎となる能力の育成を図ります。併せて放課後児童クラブについては、少子化に伴い児童数の減少傾向の一方、共働き世帯の増加により、放課後の子供の居場所づくりは、子育て支援の一環として今後も高いニーズが予想されます。

子供の視点に立ち、子供の健全な育成や遊び、安心して過ごせる生活の場となるよう環境改善を図り、子育て世帯の支援に取り組みます。

次に、社会体育の分野では、中学校における部活動の地域展開や町民の皆様が生涯にわたり仲間と楽しさを共有し、健康で活力ある生活を送ることができる生涯スポーツ活動の機会と環境づくりについて支援をしていきます。

また、スポーツ協会、スポーツ推進委員会との連携を密にし、各スポーツ教室の実施

やボッチャをはじめとするニュースポーツの普及を図り、スポーツやレクリエーションを楽しめる環境づくり、スポーツ施設の充実に取り組んでまいります。

このように、本町では教育大綱の基本理念の下、地域社会全体で「子どもの幸せ」を第一に考える教育施策を力強く推進してまいります。

次に、パレア若狭による「芸術・文化活動」についてです。おかげさまをもちましてパレア若狭は、令和7年度に開館20周年を迎えさせていただきました。施設のリフレッシュ整備を引き続き行い、照明器具のLED化工事、空調機器更新工事、令和8年度からは舞台照明等の専門設備の更新にも取りかかり、より安全で快適な施設を目指してまいります。

音楽ホールの事業としましては、上中小学校校歌を作曲してくださったハラミちゃんのコンサート、また、レミオロメンの藤巻亮太さんによるアコースティックギターコンサートやチェリスト宮田大さんと箏奏者LEOさんのデュオリサイタルを予定しております。

イベント関係では、例年10月に二日間連日で行ってまいりました、ハート&アートフェスタを、夏にキッズデー、秋にハート&アートデーとして一日ずつ開催するように見直しを行います。

あそまなびの森を訪れた子供たちが図書館やギャラリー、音楽ホールまで足を向けられるような企画を考え、関係者の皆様とも連携をして取り組んでまいります。

図書館では、「自分の本出版事業」として、自分の本を出版する体験を企画し、町内の中学生や高校生を対象に募集します。自分の内面や思考を文章化し外部へ発信するための手段の一つとして本を作り、将来的に豊かな思考力を持つ若者を育てることを目的とします。

これからも健康・福祉・芸術・文化の総合的な拠点施設として、子供から大人まであらゆる年代や立場の人々が集い、交流する場となり、皆さんに愛され続けるパレア若狭となるよう各事業の充実と満足度向上に努めてまいります。

次に、「歴史、文化関係」についてです。皆様、御承知のように、若狭町各地域には、史跡、名勝、天然記念物、伝統行事、伝統的建造物群保存地区など、国内外に発信できる様々な歴史遺産や自然遺産が数多くあります。これらは、一昨年に日本遺産プレミアムに選定された「海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群」に含まれており、引き続き学術的情報の発信と観光による地域振興を図り、学術研究と融合した「学術研究観光都市」を目指してまいります。

今年度は、国選定から30周年を記念して、若狭熊川宿重要伝統的建造物群保存地区

で「北陸甲信越ブロックゼミ熊川宿大会」と「30周年記念フォーラム」を11月に開催をさせていただきます。100名を超える北信越各伝建地区の皆様と地元で活動しておられる方々や住民の皆様が集い、様々な取組を発表し合うことによって、歴史的な町並みや文化の価値を再確認するとともに、保存継承に対する意識向上を図り、これからの熊川宿の在り方について広く交流を深めていただく場といたします。

一方、三方五湖エリアにつきましては、若狭三方縄文博物館や福井県年縞博物館、道の駅三方五湖、レインボーラインなどを中心としたエリアのブランド化を目指してPRを行い、北陸新幹線敦賀開業から2年が経過しておりますが、さらに先へつなげる若狭地方に人の動きをつくっていきたいと考えております。

次に、若狭町は令和9年度秋に全国23の縄文文化をまちづくりに生かした自治体で構成される協議会「縄文シティサミット」の開催地となり、23年ぶりの開催となります。

今年度、若狭三方縄文博物館友の会、DOKIDOKI会の皆様と準備委員会を立ち上げ、より多くの自治体から参加を受け入れられるよう若狭三方縄文博物館の魅力を高め情報発信に努めてまいります。

また、昨年、11年ぶりに掘削調査が行われた水月湖の年縞につきましては、年縞博物館と縄文博物館で共同の特別展やイベントを通じて、さらに博物館の連携を強化していくとともに、年縞に関する情報発信も強化してまいります。

若狭地方を代表する古代の王の古墳、国史跡西塚古墳につきましては、まちによる発掘調査結果に基づき、所有者の皆様をはじめ地域の方々の保存活用への御理解を得ながら、1915年に指定された国史跡範囲を今年度は、より正確な範囲として追加指定するなど、歴史遺産の保存活用に努めてまいります。

また、江戸時代初期の三方五湖の水害をきっかけに開削された浦見川に関わる生倉集落の辻家文書について、地域のボランティアの皆様の御協力の下、解説を進め、学術研究から災害時における地域の取組の歴史を明らかにしつつ、現代の教訓として生かすべとしたいと考えております。

以上のような取組を通して、若狭町の自然環境と歴史文化を生かした、まちづくりを推進してまいります。

以上、令和8年度の町政運営に当たり、施政方針並びにその取組について申し上げます。

結びに、私たちは今、歴史の転換点に立っています。世界に誇る「三方五湖」の奇跡的な風景、7万年の時を刻む「年縞」が教える過去からのメッセージ、そして「縄文」

や「古墳」の時代から脈々と続く先人たちの営み。

さらには、街道のにぎわいを今に伝える「熊川宿」の風情。これら全てが、私たちのアイデンティティであり、揺るぎない誇りです。

しかし、私たちは過去を懐かしむだけではありません。「人口減少」という厳しい現実を直視し、この流れに抗い、乗り越えていく覚悟が必要です。だからこそ、令和8年度は「子育てへの投資」と「まちづくりへの投資」を大胆に進め、次世代が希望を持てる土台を築き上げます。

「未来を創るのは私たちです。」誰かがやってくれるのを待つのではなく、私たち一人一人が立ち上がり行動するときです。

清らかな「北川」の流れや、雄大な「三十三間山」のように美しく誇り高い若狭町を皆様と共に創り上げていく。その先頭に立ち、不退転の決意で町政運営に邁進することをここにお誓いいたします。

議員各位並びに町民の皆様のより一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げ施政方針演説といたします。

御清聴ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議員）

これより本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（熊谷勘信議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、13番辻岡正和議員、14番北原武道議員を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（熊谷勘信議員）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの22日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの22日

間に決定しました。

次に、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が、お手元に配付のとおり報告されています。

次に、地方自治法第121条の規定により、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、竹内総務課長ほか各担当課長等の出席を求めています。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

～日程第3 承認第1号～

○議長（熊谷勘信議員）

次に、日程第3、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和7年度若狭町一般会計補正予算（第5号））」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、1月23日に衆議院が解散され、2月8日に第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査が執行されたことに伴い、その執行経費について、また、長期間の寒波の影響により、1月22日から大雪が続いたことに伴い、除雪事業に係る経費について補正予算を編成する必要があり、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7,712万円を追加し、予算総額を137億3,723万5,000円とする令和7年度若狭町一般会計補正予算（第5号）を令和8年1月23日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定に従い、御報告申し上げ、議会の承認を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（熊谷勘信議員）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和7年度若狭町一般会計補正予算（第5号））」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は電子採決システムにより行います。

「専決処分の承認を求めることについて（令和7年度若狭町一般会計補正予算（第5号））」本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

ないものと認めます。

賛成全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第4 議案第1号から日程第12 議案第9号～

○議長（熊谷勘信議員）

次に、日程第4、議案第1号「令和7年度若狭町一般会計補正予算（第6号）」から日程第12、議案第9号「令和7年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第3号）」までの9議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、議案第1号から議案第9号の9議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第1号「令和7年度若狭町一般会計補正予算（第6号）」であります、既定の歳入歳出予算に、それぞれ5,576万円を追加し、予算総額を137億9,299万5,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、町税で6,129万7,000円の増額、地方交付税で1億6,602万2,000円の増額、国庫支出金で2,295万1,000円の減額、

寄附金で9,890万円の減額、町債で6,780万円の減額などとしております。

歳出の主なものといたしましては、総務費では、ふるさと納税推進事業で1億4,824万9,000円の減額、財政調整基金費で2億3,576万8,000円の増額、減債基金費で1,853万4,000円の増額のほか、各種事務事業の精算などにより、総務費全体では7,120万2,000円の増額となりました。

民生費では、国民健康保険特別会計繰出金事業で699万3,000円の減額、民間保育所運営事業で4,111万8,000円の減額のほか、各種事務事業の精算などにより、民生費全体では5,578万円の減額となりました。

衛生費では、地域医療確保事業で4,115万1,000円の増額、清掃総務費で618万6,000円の減額のほか、各種事務事業の精算などにより、衛生費全体では3,187万1,000円の増額となりました。

農林水産業費では、土地改良事業費で3,067万8,000円の増額、農業用電力価格高騰支援事業で221万7,000円の増額のほか、各種事務事業の精算などにより、農林水産業費全体では3,505万2,000円の増額となりました。

商工費では、商工振興企画事業で112万円の増額、稼ぐ観光地づくり推進事業で200万円の減額のほか、各種事務事業の精算などにより、商工費全体では68万9,000円の減額となりました。

土木費では、道路改築事業で211万1,000円の減額、急傾斜地崩壊対策事業で299万1,000円の減額のほか、事業の精算などにより、土木費全体では581万3,000円の減額となりました。

教育費では、公立学校情報機器整備事業で438万9,000円の減額、小学校教育振興事業で370万円の減額、中学校教育振興事業で220万円の減額のほか、事業の精算などにより、教育費全体では2,008万3,000円の減額となりました。

次に議案第2号「令和7年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」であります。既定の歳入歳出予算に、それぞれ621万2,000円を追加し、予算総額を13億8,089万4,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税で1,341万3,000円の増額、繰入金で699万3,000円の減額などとしております。

歳出につきましては、基金積立金の増額としております。

次に、議案第3号「令和7年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」であります。既定の歳入歳出予算に、それぞれ890万2,000円を追加し、予算総額を2億5,706万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料で1,060万4,000円の増額、繰入金で170万2,000円の減額としており、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増額としております。

次に、議案第4号「令和7年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第4号）」ですが、既定の歳入歳出予算から、それぞれ392万5,000円を減額し、予算総額を19億7,133万8,000円とするものであります。

介護保険事業勘定で、歳入につきましては、財産収入で60万2,000円の増額、繰入金で261万6,000円の減額としており、歳出の主なものといたしましては、総務費で261万6,000円の減額などとしております。

また、介護保険サービス事業勘定で、歳入につきましては、サービス収入で235万4,000円の減額、繰入金で44万3,000円の増額としており、歳出につきましては、サービス事業費で191万1,000円の減額としております。

次に、議案第5号「令和7年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第3号）」ですが、既定の歳入歳出予算にそれぞれ6,000円を追加し、予算総額を173万6,000円とするものであります。

歳出におきましては、基金積立金の増額としております。

次に、議案第6号「令和7年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第3号）」ですが、既定の歳入歳出予算から、それぞれ450万円を減額し、予算総額を5,566万3,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金で450万円の減額としており、歳出につきましては、土地開発事業費を減額としております。

次に、議案第7号「令和7年度若狭町水道事業会計補正予算（第4号）」ですが、資本的収入の企業債で9,650万円の減額とし、資本的支出の建設改良費で8,757万8,000円の減額としております。

次に、議案第8号「令和7年度若狭町下水道事業会計補正予算（第4号）」ですが、資本的収入の補助金で4,960万円の増額、企業債で3,740万円の増額とし、資本的支出の建設改良費で8,700万円の増額としております。

次に、議案第9号「令和7年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第3号）」ですが、収益的収入の医業収益で5,936万円の減額、医業外収益で138万5,000円の増額とし、収益的支出の医業費用で1,846万5,000円の減額としております。

また、資本的収入の支出金で3,883万3,000円の増額としております。

以上、9議案につきまして、御説明申し上げましたが、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（熊谷勘信議員）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の9議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第9号までの9議案については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。よって、議題となっております9議案については、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第13 議案第10号から日程第16 議案第13号～

○議長（熊谷勘信議員）

次に、日程第13、議案第10号「若狭町犯罪被害者等支援条例の制定について」から日程第16、議案第13号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整備に関する条例の制定について」までの4議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、議案第10号から議案第13号までの4議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第10号「若狭町犯罪被害者等支援条例の制定について」であります、犯罪被害者等の支援等について、施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利、利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的として、条例を制定したいので、この案を提出するものであります。

次に、議案第11号「若狭町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」ですが、児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、この案を提出するものであります。

次に、議案第12号「若狭町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」ですが、子ども・子育て支援法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の給付費の支給の確認に関する基準を定める必要があるため、この案を提出するものであります。

次に、議案第13号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整備に関する条例の制定について」ですが、地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、本町の関係条例について所要の整理をする必要があるため、この案を提出するものであります。

以上、4議案につきまして御説明申し上げましたが、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（熊谷勘信議員）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の4議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号から議案第13号までの4議案については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。よって、議題となっております4議案については、各常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第17 議案第14号から日程第24 議案第21号～

○議長（熊谷勘信議員）

次に、日程第17、議案第14号「若狭町印鑑条例の一部改正について」から日程第

24、議案第21号「若狭町みかた温泉施設条例の一部改正について」までの8議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、議案第14号から議案第21号までの8議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第14号「若狭町印鑑条例の一部改正について」であります。電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の改正が必要となるため、この案を提出するものであります。

次に、議案第15号「若狭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について」であります。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行及び地方公共団体情報システム標準化による機能追加に伴い、条例の改正が必要となるため、この案を提出するものであります。

次に、議案第16号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。令和7年8月7日に出席した人事院勧告に準じて一般職の職員の給与に関する所要の規定を整備することに伴い、条例の改正が必要となるため、この案を提出するものであります。

次に、議案第17号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年6月12日に公布され、国民健康保険税においても、子ども・子育て支援金分の賦課徴収等が令和8年4月1日より施行されることと、令和12年の保険料水準の統一に向けて、県が示す標準保険税率により、税率を改定していくため、この案を提出するものであります。

議案第18号「若狭町コミュニティセンター条例の一部改正について」であります。本条例に定める施設の田上コミュニティセンターを田上区へ譲渡することに伴い、条例の改正が必要となるため、この案を提出するものであります。

次に、議案第19号「若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」及び、議案第20号「若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の2議案であります。これらは、児童福祉法等の改正に伴い、条例の改正が必要となるため、この案を

提出するものであります。

次に、議案第21号「若狭町みかた温泉施設条例の一部改正について」であります。光熱水費の高騰に伴う利用料金の見直しにより、温泉施設の利用料金を改定する必要があるため、この案を提出するものであります。

以上、8議案につきまして御説明申し上げましたが、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（熊谷勘信議員）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の8議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号から議案第21号までの8議案については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。よって、議題となっております8議案については、各常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第25 議案第22号及び日程第26 議案第23号～

○議長（熊谷勘信議員）

次に、日程第25、議案第22号「若狭町体験学習臨海休養施設条例の廃止について」及び日程第26、議案第23号「小川休憩所施設条例の廃止について」の2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、議案第22号及び議案第23号の2議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第22号「若狭町体験学習臨海休養施設条例の廃止について」及び議案第

２３号「小川休憩所施設条例の廃止について」の２議案であります。これらの施設を令和８年４月１日より施設機能を廃止するため、この案を提出するものであります。

以上、２議案につきまして御説明申し上げました。十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（熊谷勘信議員）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の２議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第２２号及び議案第２３号の２議案については、会議規則第３９条第１項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。よって、議題となっております２議案については、議案付託表のとおり総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第２７ 議案第２４号及び日程第２８ 議案第２５号～

○議長（熊谷勘信議員）

次に、日程第２７、議案第２４号「若狭広域行政事務組合規約の変更について」及び日程第２８、議案第２５号「小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の変更について」の２議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、議案第２４号及び議案第２５号の２議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第２４号「若狭広域行政事務組合規約の変更について」であります。若狭広域行政事務組合規約を変更することについて協議したため、地方自治法第２９０条の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第２５号「小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の変更について」であります。小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する規約を変更することについて協議したため、地方自治法第２５２条の１４第３項において準用する同法第２５２条の２第３項の規定により、この案を提出するものであります。

以上、２議案につきまして御説明申し上げましたが、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（熊谷勘信議員）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の２議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第２４号及び議案第２５号の２議案については、会議規則第３９条第１項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。よって、議題となっております２議案については、議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第２９ 議案第２６号から日程第３１ 議案第２８号～

○議長（熊谷勘信議員）

次に、日程第２９、議案第２６号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」から日程第３１、議案第２８号「若狭町過疎地域持続的発展計画の変更について」までの３議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、議案第２６号から議案第２８号までの３議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第２６号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」であります。世久見地係の「世久見うみべの家」の施設の老朽化の改修工事に伴い、辺地対策事業債の発行及び措置のため、公共的施設の総合整備計画を策定する必要があるため、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第３条第１項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第２７号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」であります。神子地区において、下水道施設統合計画の追加及びみさき漁村体験施設「みさきち」の体育館のＬＥＤ化改修工事を追加することに伴い、辺地対策事業債の発行及び措置のため、公共的施設の総合整備計画を変更する必要があるため、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第３条第８項において準用する同条第１項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第２８号「若狭町過疎地域持続的発展計画の変更について」であります。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、過疎地域である本町「三方地域」の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針となる、若狭町過疎地域持続的発展計画を変更するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条第１０項により準用する同条第１項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、３議案について説明申し上げましたが、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（熊谷勘信議員）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の３議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第２６号から議案第２８号までの３議案については、会議規則第３９条第１項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。よって、議題となっております３議案については、議案付託表のとおり総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第３２ 議案第２９号から日程第４３ 議案第４０号～

○議長（熊谷勘信議員）

次に、日程第３２、議案第２９号「令和８年度若狭町一般会計予算」から日程第４３、議案第４０号「令和８年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」までの１２議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、議案第２９号から議案第４０号までの令和８年度の一般会計及び各会計の予算の１２議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第２９号「令和８年度若狭町一般会計予算」についてですが、歳入歳出予算の総額を１２２億４，８００万円と定めました。前年比１０億２，２１４万円の増加、率では９．１１％の増加となっております。

予算の内容につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、歳入の主なものについてですが、町税の総額は、前年度と比較し３．１３％の増加の１８億４，９０８万９，０００円と見込み、地方交付税につきましては４３億円で、１．６％の減少、国庫支出金は９億８，７３２万５，０００円で８．６６％の減少、県支出金は１３億７，８０３万６，０００円で、６．５１％の増加、寄附金は６億４１９万円、繰入金は１１億３，３６２万３，０００円で、８６．８９％の増加、町債は６億１，６２０万円で、８６．５％の増加などとなっております。

次に、歳出の主なものについてですが、総務費では２５億８，０１１万６，０００円となり、ＳＤＧｓ推進事業や財政調整基金費の増加などにより、前年度に比べ８．２９％の増加となっております。

民生費では２９億５，７１０万８，０００円となり、訓練等給付費事業や介護給付費事業、パレア若狭管理事業の増加、子どもの遊び場整備事業の減少などにより０．５１％の増加となっております。

衛生費では１５億２４１万５，０００円となり、地域医療確保事業や上水道事業繰出金の増加などで、１１．２８％の増加となっています。

労働費では２，６４１万８，０００円となり、特定地域づくり事業協同組合事業の増加などにより３３．１６％の増加となっております。

農林水産業費では7億4,861万5,000円となり、土地改良事業費や農地耕作条件改善事業の増加などにより、22.65%の増加となっています。

商工費では3億2,381万5,000円となり、地域経済活性化事業や観光まちづくり推進事業の増加などにより、53.73%の増加となっています。

土木費では11億6,697万6,000円で、道路維持修繕事業や道路改築事業の増加などにより、69.86%の増加となっています。

消防費では4億8,230万8,000円で、若狭消防組合や敦賀美方消防組合の負担金など、9.4%の増加となりました。

教育費では12億1,043万7,000円で、公立学校情報機器整備事業や瓜生小学校改修事業の減少、学校空調整備事業の増加などにより、7.54%の減少となっています。

以上が、一般会計予算の概要であります。

次に、議案第30号「令和8年度若狭町国民健康保険特別会計予算」であります、歳入歳出予算の総額を12億9,912万2,000円とするものであります。

歳出の主なものは、保険給付費で8億9,523万3,000円、国民健康保険事業費納付金で3億2,635万6,000円、保健事業費で5,577万5,000円などを計上しております。

財源となる歳入では、国民健康保険税で2億5,405万8,000円、県支出金で9億4,873万9,000円、一般会計から繰入金9,596万8,000円などで、収支の均衡を図りました。

次に、議案第31号「令和8年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」であります、歳入歳出予算の総額を2億7,084万1,000円とするものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金2億6,801万9,000円で、これらの財源としまして、後期高齢者医療保険料2億1,637万5,000円、及び一般会計繰入金5,355万2,000円などを計上して、収支の均衡を図りました。

次に、議案第32号「令和8年度若狭町直営診療所特別会計予算」であります、歳入歳出予算の総額を1億2,352万円とするものであります。

三方診療所分で1億2,233万6,000円、巡回診療所分で118万4,000円を計上しております。

総務費や医業費などの歳出に対し、歳入で診療収入や一般会計からの繰入金などを計上して、収支の均衡を図りました。

次に、議案第33号「令和8年度若狭町介護保険特別会計予算」であります、歳入

歳出予算の総額を１８億３，９８９万円とするものであります。

介護保険事業勘定に１８億１，７９９万５，０００円、介護保険サービス事業勘定に２，１８９万５，０００円を計上しております。

地域の実情に合った質の高い介護サービスの提供に努めてまいります。

次に、議案第３４号「令和８年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を１５２万９，０００円とするものであります。

農作業中の事故による傷害を対象に支払われる災害補償費に８８万６，０００円を計上し、財源には賦課金などを充当するものであります。

次に、議案第３５号「令和８年度若狭町営住宅等特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を２，４１１万７，０００円とするものであります。

町内の町営住宅及び公営住宅の各施設を管理するもので、歳出では、住宅管理費に２，３９１万７，０００円などを計上し、これらの財源として、使用料２，３８１万円などを計上して、収支の均衡を図りました。

次に、議案第３６号「令和８年度若狭町土地開発事業特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を６，８５９万８，０００円とするものであります。

歳出では、総務管理費に４，９３４万８，０００円、井ノ口住宅団地に関する管理費に６６５万６，０００円、公債費に１，２１４万４，０００円などを計上し、歳入では、分譲地の売払い収入として４，８４２万１，０００円、繰入金１，９８６万３，０００円などを計上して、収支の均衡を図りました。

次に、議案第３７号「令和８年度若狭町水道事業会計予算」であります。収益的収入及び収益的支出の予定額を、それぞれ４億６，５９７万９，０００円とし、資本的収入の予定額を２億３，２３１万９，０００円、資本的支出の予定額を３億２，１９３万６，０００円とするものであります。

収益的収入及び支出では、給水施設の維持管理費や減価償却費などの費用を使用料などの収益で賄うものであります。

また、資本的支出における配水施設改良費で２億３，２３４万円、企業債償還金で８，７６７万６，０００円などを計上するとともに、資本的収入が資本的支出に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

次に、議案第３８号「令和８年度若狭町工業用水道事業会計予算」であります。収益的収入の予定額を２，５０５万８，０００円、収益的支出の予定額を３，９３１万７，０００円とし、資本的支出の予定額を５３０万円とするものであります。

本会計は、若狭中核工業団地で操業する企業に工業用水を供給するもので、各企業へ

の安定供給に向け供給施設の維持管理に努めるものであります。また、資本的収入が資本的支出に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

次に、議案第３９号「令和８年度若狭町下水道事業会計予算」であります。収益的収入及び収益的支出の予定額を、それぞれ８億８,０９２万６,０００円とし、資本的収入の予定額を３億９,６７５万１,０００円、資本的支出の予定額を６億５,４５０万７,０００円とするものであります。

収益的収入及び支出では、下水処理場施設等の維持管理費や減価償却費などの費用を、使用料などの収益で賄うものであります。

また、資本的収入及び支出では、資本的支出における下水道施設改良費で３億１,２３４万円、企業債償還金で３億４,０４４万５,０００円などを計上するとともに、資本的収入が資本的支出に不足する額は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

次に、議案第４０号「令和８年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」であります。収益的収入の予定額を４億７,６３０万７,０００円、収益的支出の予定額を５億１,１７９万４,０００円、資本的収入の予定額を５,２４１万３,０００円、資本的支出の予定額を５,２４１万３,０００円とするものであります。

以上、１２議案について説明申し上げましたが、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（熊谷勘信議員）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の１２議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第２９号から議案第４０号までの１２議案については、会議規則第３９条第１項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり予算決算常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。よって、議題となっております１２議案については、予算決算

常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第４４ 議案第４１号～

○議長（熊谷勘信議員）

次に、日程第４４、議案第４１号「町道路線の廃止及び変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、議案第４１号「町道路線の廃止及び変更について」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案につきましては、１路線について町道の廃止、３路線について町道の変更をしたので、道路法第１０条第３項の規定により、この案を提出するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（熊谷勘信議員）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の議案第４１号に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第４１号については、会議規則第３９条第１項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。よって、議題となっております議案第４１号については、議案付託表のとおり総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第４５ 議案第４２号～

○議長（熊谷勘信議員）

次に、日程第４５、議案第４２号「財産の処分について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、議案第４２号「財産の処分について」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、田上区において、集落センターとして管理運営をいただいております田上コミュニティセンターを田上区に譲渡したいので、地方自治法第９６条第１項第６号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（熊谷勘信議員）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の議案第４２号に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第４２号については、会議規則第３９条第１項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。よって、議題となっております議案第４２号については、議案付託表のとおり総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

お諮りします。

明日２７日から３月４日までの６日間を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。よって、明日２７日から３月４日までの６日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

(午前11時11分 散会)